

令和4年10月受診分～

# 医療補助金請求書



一般財団法人 長崎県教職員互助組合理事長様  
下記のとおり請求します。

提出日 年 月 日

退職組員番号	区分	療養者(請求者)氏名	生年月日	電話
1 5	1組合員 2加入配偶者		7 明治 2大正 年 月 日 3昭和	13

身体障害者手帳所持者は級と居住地を記入⇒ 身体障害者手帳所持者 級 居住地 市・区・町

「年齢・保険区分」などは、今回請求する診療年月当時のものを記入してください。  
なお、途中で年齢・保険区分等が変わった場合は、請求用紙を分けて作成してください。

年齢・保険区分	該当に○印
13 70歳未満・公立学校共済組合(任継・臨任)	
15 70歳未満・公立学校共済組合(現職・再任用フルタイム)	
16 70歳未満・上記以外の医療保険	
18 70歳以上	

15に該当する方はこちらも記入

本人・家族の別
1 本人(被保険者)
2 家族(被扶養者)

70歳以上はこちらも記入

高額療養費自己負担限度額	※区分詳細は裏面
1 現役並・・・医療費が3割負担	
2 一般・・・57,600円、外来のみ18,000円	
3 非課税Ⅱ・・・24,600円、外来のみ8,000円	
4 非課税Ⅰ・・・15,000円、外来のみ8,000円	

### 【注意事項】

- ・この様式は「令和4年10月受診分から」が対象です。
- ・同一受診月の請求は1回限りです。
- ・添付書類はコピー可です。
- ・記入例は「医療補助金請求の手引き」に記載しています。

### 【医療費のお知らせ(医療費通知)を添付する場合】

- ・以下は記入せず、医療費のお知らせをこの様式にクリップやホチキスで固定してください。
- ・配偶者分を請求する際、医療費のお知らせはコピーしてそれぞれの請求様式に添付してください。

### 【領収書を添付する場合】

- ・診療年月別、入院・外来別に合計し、以下の内容を記入してください。
- ・70歳以上の方も診療年月別、入院・外来別に記入してください。

診療年月 (数字のみ)	該当に ○印	一部負担金 (保険適用分のみ)	診療年月 (数字のみ)	該当に ○印	一部負担金 (保険適用分のみ)
18 21	22	23 29	18 21	22	23 29
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円
年 月分	1入院 2外来	円	年 月分	1入院 2外来	円

【記入要領】  
領収書を添付する診療年月は、必ず記入してください。未記入の場合や記入誤りが多い場合は返送します。

一部負担金には保険適用の支払額を記入してください。(保険外は控除して記入)

- 保険外の例(控除するもの)
- ・予防接種代
  - ・薬の容器代
  - ・自費診療代
  - ・差額ベッド代(個室使用料)
  - ・食事療養費
  - ・病衣代、おむつ代 など

※事務局使用欄

件数
----

A型請求(医療機関の証明)による請求方法は令和4年10月受診分から廃止しました

# 【重要】この様式は、令和4年10月受診分以降の様式です。

1. 医療補助金の請求期限は、受診月から3年以内です。
2. 医療費のお知らせ(医療費通知)を利用した請求方法にご協力ください。
3. 70歳以上の方は高額療養費自己負担限度額を記入してください。互助組合では、自己負担限度額を考慮して、給付金の算定を行います。記入がない場合は、領収金額から互助組合で判断し、区分を設定します。

## ■高額療養費制度について

同月の医療費が高額となり、「自己負担限度額」を超えると、健康保険より払い戻しを受けることができます。区分については、以下を参考にするか、加入している健康保険へお問合せください。

### 70歳以上の自己負担限度額について

	区分(年収)	一部負担金の額
1. 現役並	ア.約1,160万円以上	医療費が3割負担
	イ.約770~1,160万円	
	ウ.約370~770万円	
2. 一般	エ.約370万円以下	ひと月の自己負担限度額は57,600円 (外来のみ18,000円、外来年間上限144,000円)
3. 非課税Ⅱ	オ.低所得者Ⅱ	ひと月の自己負担限度額は24,600円 (外来のみ8,000円)
4. 非課税Ⅰ	カ.低所得者Ⅰ	ひと月の自己負担限度額は15,000円 (外来のみ8,000円)

## 4. 医療補助金の算定について

令和4年10月受診分から、受診した全ての医療機関(病院、調剤薬局等)の保険診療分が合算できます。

年齢区分	算定方法	控除額	給付率	給付限度額/月
70歳未満	入院・外来別にひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	3,000円	50%	入院・外来別に 15,000円
70歳以上	ひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	6,000円		月ごとに 20,000円

※70歳以上の算定方法は、70歳になった翌月から適用します。(1日生まれの方はその月から適用)



### 医療補助金の対象となる金額の目安は？

年齢区分	対象となる金額(保険適用分のみ)
70歳未満	入院・外来別で月合計が、3,200円以上
70歳以上	月合計が6,200円以上

## 5. 医療補助金事業の詳細は、「互助組合ホームページ」にも掲載しています。

互助組合ホームページ  
(医療補助金)

### HP掲載内容

- 「医療補助金請求の手引き(令和4年10月改正)」
- 「医療補助金請求書(様式退第11号)」
- 「手引きの説明動画」

請求前にぜひ一度ご覧ください。  
(動画視聴には通信料が発生します)



【提出/お問合せ先】 〒850-8566 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内  
(一財)長崎県教職員互助組合 退職互助部班 医療補助金担当 TEL 095-824-4721